

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>島根県暴力追放県民センター(以下「暴追センター」という。)は、平成4年に施行された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づき、暴力団員等による不当行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与すること等を目的として、平成4年5月に財団法人として設立され、同年7月に県公安委員会から、暴対法に基づく県内唯一の暴力追放運動推進センターとして指定を受けた。</p> <p>平成20年12月に公益法人制度改革関連3法が施行されたことを受け、平成23年3月に島根県知事の認定を受けて公益財団法人へ移行登記した。</p> <p>さらに、暴対法の改正に伴い、平成26年7月に国家公安委員会から、暴力団事務所の使用差止請求訴訟にかかる「適格センター」(暴力団事務所の付近住民等に代わって、自己の名義により一切の訴訟行為等を行う権限を有するもの)として認定された。</p> <p>暴追センターは、暴対法第32条の3の規定に基づき、暴力団排除の広報啓発活動、暴力団に関する様々な相談の受理、暴力団組織からの離脱支援、地域・職域暴排団体等の活動支援、講演会や不当要求防止責任者講習の開催などの諸活動を積極的に展開しており、広く県民の安全な暮らしの確保の実現に貢献している。</p> <p>全国の暴力団情勢は、平成27年8月に最大勢力である六代目山口組から離反した団体が神戸山口組を結成し、以後抗争事件が相次ぎ、依然として対立抗争状態にある。</p> <p>さらに、一昨年4月には神戸山口組が内部分裂を起こし、離脱した者が新たに任侠山口組を結成したことで、情勢は複雑化・流動化しており、予断を許さない状況となっている。</p> <p>当県においても依然として暴力団組織が存在しており、資金獲得活動の多様化、暴力団員の潜在化をはじめとする組織実態の不透明化が顕著であって、社会のあらゆる分野に巧みに介入しながら活動を活発化させている。</p> <p>このような状況において、県警では、暴力団に対する取締りや警戒活動を強力に推進するとともに、弁護士会や各関係機関と緊密な連携を持つ暴追センターとの協力体制を強化しており、さらに、適格センターとして暴力団事務所の使用差止請求訴訟にかかる県民のニーズも加え、暴追センターにおける活動は今後益々重要性を増している。</p>	A
組織運営	<p>常勤の正規職員3名体制で業務に当たっている。</p> <p>県警としては、同センターが受理する暴力相談の件数が大幅に増加していることから、同センターの役割に対して県民の期待が高まっていることを認識し、また業務の重要性及び特殊性を勘案して、積極的な協力と連携体制の強化を行っている。</p> <p>同センターとしても、職員個々の知識技能の向上を目的として各種研修会等に参加し、さらに、弁護士会、保護司会、少年指導員等の支援を受けて体制を充実強化している。</p>	A
	<p>県の人的関与について</p> <p>県の人的関与はない。 全国的には、警察官を派遣するなどして都道府県暴力追放運動推進センターを中核とした暴力団排除活動を展開している例もある。</p>	
事業実績	<p>暴力追放県民大会の開催、各種会合等における暴排講演、地域・職域の暴排団体等に対する講習、ホームページの活用、郵便局と提携した広報用封筒の作成等により、暴力団追放に関する広報活動を広く行っている。</p> <p>このほか、民間事業者及び行政機関に対する不当要求防止責任者講習の開催、不当要求対応要領の積極的な指導・教養、暴排資料の作成・配付等を行うことで、暴力団による犯罪被害の未然防止に努めている。</p> <p>暴力団組織からの離脱支援等の活動については、同センターが事務局を務める島根県暴力団社会復帰対策協議会につき、必要に応じて臨時に担当者レベルの連絡会を開催するよう会則を改正し、同協議会の実効力の向上に努めている。</p> <p>相談業務については、県民の暴排意識の向上に伴って受理件数が飛躍的に増加しており、個別に的確な指導がなされているほか、毎月第2金曜日を暴力団相談の日として、13:30～16:00に松江市役所において開設し、広く暴力相談の機会を提供する等して、潜在的な暴力団犯罪被害者の発掘に努めている。</p>	B
財務内容	<p>当面は安定的な財政基盤が見込まれており、基本財産の運用は、より利率の高い長期有価証券を基本とすることで利息収入の安定確保に取り組んでいる。</p> <p>しかし、金利低迷の影響により基本財産の運用収入は減少しており、寄附金や賛助会費の収入は概ね横ばいの状況であるが、利息収入の先行きが不透明であることから、今後、県民や県内企業等からの寄附金及び賛助会費収入の拡大が求められる。</p>	B
	<p>県の財政的関与について</p> <p>補助金の支給はない。 暴対法で定められた不当要求防止責任者講習を県公安委員会から委託されており、業務委託費(暴力団対策事業費)を受けている。</p>	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	暴力団排除手法の高度化及び各種支援事業等の広報啓発活動等の拡大促進	県民一人一人に対する暴追センターの知悉度を高め、暴力団等から「被害者駆け込み寺」として、また、暴力団等反社会的勢力と対決する民間の暴排中核組織としての存在感を示すため、諸事業を効果的に連動させた広報活動を更に拡大促進する必要がある。そのためには、巡回、出張暴力相談の開設及び新規講習対象事業所の開拓等の諸事業を有機的に展開し、更なる知悉度及び存在感の向上を図る必要がある。	暴力追放県民大会の開催をはじめ、ホームページの活用等の各種広報活動のほか、暴力団等に関する相談活動及び不当要求防止責任者講習の開催を主軸として、暴排組織の支援活動、被害者等の救済、暴力団離脱者の社会復帰対策等の諸事業を有機的に展開している。 今後、新規の受講事業所を開拓する一方で、暴力団相談の日の開設等により、潜在的な暴力団犯罪被害者等の発掘と支援が求められる。 また、暴排活動に対する功労等のあった個人及び団体の表彰、さらに、地域・職域の各種暴排組織に対する活動支援や関係機関との連携をこれまで以上に強化し、より多くの県民の理解と協力が得られるように継続的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、暴追センターの存在や活動を広く県民に周知させていくことが求められる。
	財政的基盤の確立に向けた事業展開	財政不況などの影響で基本財産運用収入のみで事業を安定的に継続することは難しい現状にあり、今後広く県民、県内企業や協力者などの寄附者(社)、賛助会員を拡大していく必要がある。このため、センターの存在感向上を図る諸事業を展開し、県民からの期待に応え、寄附、賛助会費の獲得のほか、債券運用についても、従来の手法に加え、よりリスクの低い、高い収益率となる運用手法へと切り替える方向で有機的な財政基盤づくりに向けた検討を行っていく。	基本財産の運用に関しては、より利率の高い長期有価証券を基本とすることで、安全かつ効果的な運用に努めているが、金利低迷の影響により、基本財産の運用収入だけでは事業活動を円滑に行うことができない状況にあることから、県民及び県内企業からの寄附金や賛助会費の収入を拡大するために、県下全域にわたって暴追センターの存在感を向上させるための諸事業を展開している。 現時点では安定的な財政基盤が見込まれているが、中・長期的な安定財源の確保に苦慮している状況にある。
総合コメント			
<p>暴追センターは、暴対法の規定に基づいて、暴力団員等による不当行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立されており、県公安委員会によって指定された県内唯一の暴力団等反社会的勢力と対峙できる民間団体であって、その事業活動は、全て同法に基づいて行われている。</p> <p>全国的には六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組の三つの山口組による三つ巴の対立状況にあり、県内には依然として3団体、約90人の暴力団勢力があって、資金獲得活動の多様化や暴力団組織の不透明化が深刻な問題となっていることから、警察による暴力団犯罪の検挙と並行して、社会全体で暴力団を孤立させる体制づくりを推進することが求められている。</p> <p>島根県暴力団排除条例の施行後は、同センター、県及び関係機関とが相互に連携して暴排活動を推進する枠組みがより明確となっており、警察が、行政機関や弁護士会、地域・職域暴排組織などとの連携を強化する上で、同センターの存在と活動はこれまで以上に重要性を増している。</p> <p>さらに、暴対法の改正に伴い、平成26年7月、暴力団事務所の使用差止請求訴訟を地域住民から委託される適格センターとして認定され、必要な体制の整備及び経理的な基盤の確立がなされたものであって、今後、暴力団事務所の撤去に向けた県民のニーズに応えることが期待されている。</p> <p>そのためには、潜在的な暴力団被害者を発掘する必要がある、暴力団相談の日の開設を継続的に行うことが必要である。</p> <p>暴力団組織からの離脱支援等の活動については、島根県暴力団社会復帰対策協議会の会則を見直し、必要により臨時に連絡会を開催するよう会則を改正し、事務局として、同協議会の実効力の向上に努めている。</p> <p>現在は、金利低迷の影響により、基本財産の運用収入だけでは同センターの事業を円滑に運営することは困難であり、寄附金や賛助会費の獲得拡大が不可欠な状況にあって、財政を安定的に確保していくためにも、より一層、県民に対して同センターの存在や活動内容を浸透させ、その存在感を広く定着させる対策が必要となっている。</p> <p>そのため、今後とも、同センターの運営体制の充実強化と安定した財政基盤の確立、さらには地域・職域のニーズに応える諸事業の推進によって、県民の期待により一層応える団体の確立を図る必要がある。</p>			